

スポーツにおけるインテグリティの確保に向けて

近時、大学スポーツにおいて、薬物事案、ハラスメント等の不祥事が相次いで発生している状況はゆゆしき事態であり、断じて許されることではありません。

スポーツとは、スポーツ基本法に明記されているとおり、心身の健全な発達、健康・体力の増進、精神的な充足感の獲得、自立心を養うために行うものであり、他者を尊重する精神、公正さと規律を尊ぶ態度等の人格形成に資するものです。

私は、大学スポーツ関係者はもとより、スポーツに携わる全ての者が基本法の精神へと立ち返り、スポーツが持つ本来的な意義と目的を改めて心に刻み、総力を挙げて、インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を高めていくことが必要不可欠であると考えています。

スポーツ庁においても、全力を挙げてインテグリティの向上に取り組んでまいります。関係の皆様におかれましても、不祥事の根絶に向けた真摯な取組を強くお願いいたします。

令和5年11月2日

スポーツ庁長官 室伏広治